

厚生労働省発社援 0727 第4号
平成 27 年 7 月 27 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
関係法人等の長 殿

厚生労働事務次官

平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 19 年 7 月 24 日厚生労働省発社援 0724001 号「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」は廃止するものとし、同通知に基づき、平成 26 年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第75条第2項、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条第2項の規定に基づく国庫補助金及び生活保護適正化等事業費については予算の範囲内において交付するものとし、生活保護法、生活困窮者自立支援法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年7月27日社援発0727第2号「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」の別紙。以下「実施要綱」という。）の別添3に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

イ 被保護者就労準備支援事業

実施要綱の別添4に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業。

また、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村又は補助対象施設の所在自治体に限る。）が、無料低額宿泊所を運営する事業者及び無料低額宿泊所を運営する事業者による関連小規模施設グループにおいて、利用者に対して、積極的な自立・

就労支援に取り組む事業者を支援する事業及び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人に対し、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業。

ウ 一時生活支援事業

実施要綱の別添5に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

エ 家計相談支援事業

実施要綱の別添6に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す事業。

オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

実施要綱の別添7に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援、居場所の提供や進路相談等を行う事業。

カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ア） 実施要綱の別添8に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進する事業。

（イ） 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業

（ウ） 実施要綱の別添9に基づき、都道府県、指定都市が、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

（エ） 実施要綱の別添10に基づき、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

（オ） 実施要綱の別添11に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が実施する地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業及び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に対し

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業。

(2) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

実施要綱の別添12に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、職員の資質向上のための研修の実施、警察との連携協力体制強化等、各種適正化の取組を推進する事業。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

実施要綱の別添13に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

ウ 地域福祉増進事業

(ア) 実施要綱の別添14から16、18、20、21までにに基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人が、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉人材の養成・確保等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

また、実施要綱の別添17から20までにに基づき、同事業を適切に実施することができると認められる外国人介護福祉士候補者受入施設、社会福祉協議会、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人等の団体に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

(イ) 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第10号本職通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) a 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成28年3月2日厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知）による廃止前の「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日厚生省発社援第164号厚生事務次官通知）に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付けを行う事業（介護福祉士等修学資金貸付事業）。

b 「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成28年3月2日厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業（介護福祉士修学資金等貸付事業）。

(エ) 「社会福祉推進事業実施要領について」（平成27年4月15日社援発0415第8号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「社会福祉推進事業実施要領」という。）に基づき、厚生労働省所管の法人又は厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が社会福祉推進事業評価委員会において採択された法人が、社会福祉の発展、改善等に寄与することを目的として、地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的取組等に対する支援を行う事業（社会福祉推進事業）。

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添22から26までに基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるようにするための支援並びに支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保する事業。

オ 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）

「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）の実施について」（平成25年5月15日社援発0515第6号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、厚生労働省の採択した法人が、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる事業。

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。

ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は社会福祉協議会等が行う事業に対して、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 生活保護適正化等事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、介護福祉士等修学資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定された額を交付額とする。

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、介護福祉士修学資金等貸付事業については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、定額補助の事業の場合は、(ア)により選定された額と都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 社会福祉推進事業

(ア) 社会福祉推進事業実施要領に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額と当該事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

エ 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（交付額の下限）

- 5 4で定める算定方法により算出された4の（1）及び（2）の合計額が、次に示す額に満たない場合には、4の（1）及び（2）の事業に係る交付の決定は行わないものとする。

（1）都道府県、指定都市及び中核市	3,000千円
（2）市区町村	300千円
（3）社会福祉推進事業採択法人	500千円

（補助金の概算払）

- 6 この補助金の概算払については、次のとおりとする。

- （1）都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、中核市、市区町村が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
- （2）社会福祉推進事業採択法人及び寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人が行う事業については、厚生労働大臣は原則として支払うべき額が確定した後、当該法人が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、厚生労働大臣は当該法人から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれを行わなければならない。

ただし、当該法人が概算払による支払いを要望する場合には、厚生労働大臣は当該法人の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

（交付の条件）

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、介護福祉士修学資金等貸付事業については、その他の区分又は種目間で事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（地域福祉増進事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」の場合は単価30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 都道府県、指定都市、中核市及び市区町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（地域福祉増進事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」の場合は単価30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (9) 都道府県又は指定都市（生活福祉資金貸付事業に限る。以下(10)及び(14)において同じ。）は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業を廃止する場合には、社会福祉協議会が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。
- (10) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣が社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、都道府県又は指定都市に対し、厚生労働大臣が是正の措置を講じるよう指示した場合には、これに従わなければならない。
- (11) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額

を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (12) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）は、被保護者就労準備支援事業のうち社会福祉法人等が行う事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉法人等に対し、（１）から（６）まで及び（８）に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。」との条件を付さなければならない。この場合において、（１）、（２）、（３）、（５）及び（８）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「指定都市市長」、「中核市長」又は「市区町村長」と、（４）中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」、「指定都市市長の」、「中核市長の」又は「市区町村長の」と、「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
- (13) 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村は、その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（３の（１）カの（イ）、（エ）及び（オ）の事業に限る。）又は地域福祉増進事業のうち社会福祉協議会等が行う事業について間接補助金を交付する場合には、社会福祉協議会等に対し、（１）、（２）、（３）、（６）及び（８）に掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。」との条件を付さなければならない。この場合において、（１）、（２）、（３）、（５）及び（８）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「指定都市市長」、「中核市長」又は「市区町村長」と、（４）中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」、「指定都市市長の」、「中核市長の」又は「市区町村長の」と、「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
- (14) 都道府県は、生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業について間接補助金を交付する場合には、都道府県社会福祉協議会に対し、（１）から（６）及び、（８）から（10）までに掲げる条件並びに「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。」との条件を付さなければならない。この場合において、（１）、（２）、（３）、（５）及び（８）から（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県」とあるのは「都道府県社会福祉協議会」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（４）中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

- (15) (12) から (14) までにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (17) 間接補助事業者が (12) から (14) までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
- (18) 社会福祉推進事業及び寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）について、社会福祉推進事業採択法人又は寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 2 により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (19) 社会福祉推進事業及び寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）について、社会福祉推進事業採択法人又は寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (20) 都道府県は、介護福祉士修学資金等貸付事業（都道府県が適当と認める団体が実施する場合に限る。）を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。
- (21) 都道府県は、介護福祉士修学資金等貸付事業について間接補助金を交付する場合には、都道府県が適当と認める団体に対し、(1) から (6) まで、(8) 及び (20) に掲げる条件並びに、「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。

この場合において、(1) から (3)、(5)、(8) 及び (20) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、「50万円」とあるのは「30万円」と、(5) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(20) 中「都道府県は」とあるのは「都道府県が適

当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、平成27年8月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式6による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて、平成27年8月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 社会福祉推進事業採択法人は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、平成27年8月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(4) 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、別紙様式5による申請書に関係書類を添えて、平成27年8月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、平成28年1月末までに行うものとする。ただし、社会福祉推進事業及び寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）については、別紙様式7又は別紙様式8の申請書により行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、8の(2)及び9による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)、(3)及び(4)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定（又は変更交付決定）があったときは、市区町村長に対し、別紙様式9又は別紙様式1

0により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、平成28年6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 適正化法第26条第2項に基づき、市区町村長は、別紙様式14による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、市区町村の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式11に添えて平成28年6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 社会福祉推進事業採択法人は、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式12による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(4) 寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)実施法人は、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式13による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

13 適正化法第26条第2項に基づき、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式15により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により4、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
1 生活困窮者 就労準備支援等 事業	就労準備支援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中 核市、市区、福祉事務所設 置町村（福祉事務所を設置 している町村をいう。以下 同じ。）が行う就労準備支 援事業の実施に必要な次 に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、 共済費、賃金、報償費、旅 費、需用費（消耗品費、燃 料費、印刷製本費、光熱水 費、修繕料）、会議費、役 務費（通信運搬費、手数料、 保険料）、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費（単 価30万円以上の備品を除 く。）、負担金	$\frac{2}{3}$ （直接補助）
	被保護者就労準備支 援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中 核市、市区、福祉事務所設 置町村が行う被保護者就 労準備支援事業及び都道 府県知事、指定都市市長、 中核市市長、市区町村長 （町村については福祉事 務所を設置している町村 の長に限る。）が適切に事 業を実施できると認めた 社会福祉法人等が行う事 業（居宅生活移行支援事業 に限る。）の実施に必要な 次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、 共済費、賃金、報償費、旅 費、需用費（消耗品費、燃 料費、印刷製本費、光熱水 費、修繕料）、会議費、役 務費（通信運搬費、手数料、	$\frac{2}{3}$ （直接補助） （居宅生活移行 支援事業にお いて、都道府 県知事、指定 都市市長、中 核市市長、市 区町村長が適 切に事業を実 施できると認 めた社会福祉 法人等が事業 を行う場合 $\frac{2}{3}$ （間接補助）

			保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、負担金	
一時生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う一時生活支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、負担金、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、原材料費	$\frac{2}{3}$ (直接補助)	
家計相談支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う家計相談支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、負担金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)	
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活困窮世	$\frac{1}{2}$ (直接補助)	

			帯の子どもに対する学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金	
	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として必要な次に掲げる経費 (諸謝金、需用費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支	$\frac{1}{2}$ (間接補助)

			給するものに限る。) 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費(備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料、負担金	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県・指定都市・市区町村が行うひきこもり対策推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)、助成金	$\frac{1}{2}$ (間接補助)

		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
			○社会福祉協議会等が行う地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	$\frac{1}{2}$ （間接補助）
2 生活保護適正化等事業	生活保護適正実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市が行う生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市、中核市が行う保護施設に対する指導監査、指定医療機関に対する指導・検査、指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業の実施に必要な次に掲げる経費	$\frac{1}{2}$ （直接補助）

			旅費、報酬、手当	
			○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う関係職員研修・啓発事業、業務効率化事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{1}{2}$ (直接補助) 関係職員研修・啓発事業のうち厚生労働大臣が認めたものについては補助率 10/10
			○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う上記以外の生活保護適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{3}{4}$ (直接補助) 医療扶助適正化等事業のうち厚生労働大臣が認めたものについては補助率 7/8
	自立支援プログラム策定実施推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行う社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{3}{4}$ (直接補助)
			○都道府県、指定都市、中核市、市区、福祉事務所設置町村が行うその他自立支援プログラム実施体制整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務	$\frac{1}{2}$ (直接補助)

			費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	
	地域福祉増進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
		実施要綱別添15 福祉人材確保推進事業実施要領に定める （1）基盤型事業 7,200千円 （2）施策提案型事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う福祉人材確保推進事業（都道府県福祉人材センター）の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
		実施要綱別添15 福祉人材確保推進事業実施要領に定める （1）基盤型事業 5,200千円 （2）施策提案型事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う福祉人材確保推進事業（支所型福祉人材バンク）の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告	

			料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	
		実施要綱別添15 福祉人材確保推進事業実施要領に定める （１）基盤型事業 5,200千円 （２）施策提案型事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	○指定都市、中核市が行う福祉人材確保推進事業（都市型福祉人材バンク）の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費 貸付金（貸付額から前年度の当該修学資金の返還金に相当する額を控除した額）、委託料（当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額）	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費 貸付金（貸付額から前年度の当該修学資金の返還金に相当する額を控除した額）、委託料（当該事業の財源として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して委託する額）	$\frac{9}{10}$ （直接補助）
			○都道府県が適当と認める	定額補助

			団体が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の実施に必要な次に掲げる経費（都道府県が適当と認める団体が行う事業に対し、都道府県が総事業費の1/10を別途補助する場合に限る。） （１）介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資として交付する額 （２）貸付事務費 給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、貸借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	（間接補助）
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、市が行う社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費	$\frac{1}{2}$ （直接補助）
		実施要綱別添17 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領に定める （１）候補者一人当たり 235千円 （２）一受入施設当たり 80千円	○経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 （１）に関する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び貸借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費 （２）に関する経費 諸手当（受入施設の研修担	$\frac{10}{10}$ （間接補助）

			当者にかかるものに限る。)	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）	定額補助 (直接補助)
			○社会福祉法人等が行う災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）	定額補助 (間接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会が行う臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資として必要な経費	$\frac{10}{10}$ (間接補助)
			○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付原資として必要な経費	$\frac{2}{3}$ (間接補助)
				ただし、同経費のうち、総合支援資金の

				貸付原資であ って、あらか じめ厚生労働 大臣に協議し て定めた金額 については、 $\frac{10}{10}$
				要保護世帯向 け不動産担保 型生活資金の 貸付原資及び 激甚災害被災 世帯に対する 貸付原資であ って、あらか じめ厚生労働 大臣に協議し て定めた金額 については $\frac{3}{4}$
		厚生労働大臣が 必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会 が行う運営適正化委員会設 置運営事業の実施に必要な 次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済 費、報償費、旅費、賃金、 需用費（消耗品費、印刷製 本費、修繕料、食糧費）、 使用料、賃借料、役務費（通 信運搬費、手数料）、 備品購入費（単価30万円以	$\frac{1}{2}$ （間接補助）

			上の備品を除く。)	
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市が行う生涯現役活躍支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	$\frac{1}{2}$ (直接補助)
			○社会福祉協議会等が行う生涯現役活躍支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金	$\frac{1}{2}$ (間接補助)
		厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う地域生活定着促進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{10}{10}$ (直接補助)

		厚生労働大臣が必要と認めた額	○社会福祉推進事業実施要領の規定に基づき採択された法人が行う社会福祉推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、社会保険料、事業主負担金、報償費（諸謝金）、旅費（国内旅費及び外国旅費）、消耗品費、燃料費、食糧費（会議費）、印刷製本費、光熱水費、役務費（雑役務費、通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{10}{10}$ （直接補助）
	中国残留邦人等地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、賃金、委託料、扶助費又は補助金（支援リーダーへの活動費に限る。）、負担金 ○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う身近な地域での日本語教育支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金（入学金、受講料に限る。）、負担金	$\frac{10}{10}$ （直接補助）

			る。)	
			○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う自立支援通訳等派遣事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、保険料、受講料)、使用料及び賃借料、委託料	
			○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、扶助費又は補助金(旅費、参加者教材費、入学金、受講料、受験料に限る。)	
			○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	
	寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)	厚生労働大臣が必要と認めた額	○寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)実施法人が行う当該事業の実施に必要な次に掲げる経費 俸給及び諸手当、社会保険事業主負担金、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁	10 10 (直接補助)

			費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、燃料費、賃金及び雑役務費）、委託料	
--	--	--	--	--

別紙様式 1

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

平成 年度
厚生労働省所管

地方公共団体名

国			地方公共団体							考 備
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	補 助 率	歳 入			歳 出				
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円			円	円		円	円	円	

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。
なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することによって禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
なお、歳出にあつては前記1のなお書きにより国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分・寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）分）について、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱の7の（20）の規定に基づき下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還額相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

なお、管内市（区）町村分については申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので併せて提出する。

1 国庫補助金申請額	金	円
都道府県	） 分	金 円
指定都市		
中核市		
市（区）町村分	金	円

2 添付書類

- (1) 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書（別紙 1）
- (2) 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金市（区）町村別申請額内訳書（別紙 2）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (4) その他参考となる書類

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金 (A) - (B)	円

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書

都道府県
指定都市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位：円)

区 分 等		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	遡定額	都道府県・指定都市・中核市補助基本額	都道府県・指定都市・中核市補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(J-K)L
間 接 補 助	生活困窮者就労準備支援等事業	(1)就労準備支援事業 (2)被保護者就労準備支援事業 (3)一時生活支援事業 (4)家計相談支援事業 (5)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (6)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 (別添1-1)											
	生活保護適正化等事業	(7)生活保護法施行事務監査等事業 (8)関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業 (補助率10/10分) (再掲) (9)生活保護適正化事業 (上記(7)及び(8)以外の事業) (医療扶助適正化等事業 (補助率7/8分) (再掲) 計											
	自立支援プログラム策定実施推進事業	(10)社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業 (11)上記 (10) 以外のその他自立支援実施体制整備事業 計											
	(12)地域福祉増進事業 (別添1-2) (13)中国残留邦人等地域生活支援事業												
小 計													
間 接 補 助	生活困窮者就労準備支援等事業	(14)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 (別添1-1) (15)被保護者就労準備支援事業 計											
	生活保護適正化等事業	(16)地域福祉増進事業 (別添1-2) 計											
	小 計												
合 計													

(注) 1 F欄には、C欄とD欄と比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(13)についてはI欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)から(16)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含めないこと。
4 (12)及び(16)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書(地域福祉増進事業分)」に倣って記載すること。
5 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
6 地域福祉増進事業については、「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調査書
介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名

1 都道府県総表

区分種目			対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	都道府県補助 基本額	都道府県補助予定 額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
			A	B	C	D	E	F	G
直接補助	生活保護 適正化等 事業	地域福祉 増進事業							
間接補助	生活保護 適正化等 事業	地域福祉 増進事業							
合計									

(単位:円)

(注1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (2)については、F欄にはC欄とB欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

3 (1)については、G欄は、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。(2)については、G欄はF欄と同額を記入すること。

4 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書（その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分）

都道府県
指定都市
中核市 名

区 分 目		事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額	基礎額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 (生活困窮者就労準備支援等事業)	直接補助	生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業	A	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
	間接補助	ひきこもり対策推進事業									
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業									
		小 計									
生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業	直接補助	生活福祉資金貸付事業（貸付事務運営費分）									
	間接補助	日常生活自立支援事業									
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業									
		小 計									

(単位：円)

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄と比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
(2) I欄は、F欄の額を記入すること。
(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとす。

- (1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市名

(単位：円)

区 分 等		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額	基準額	遡定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
直 接 補 助	民生委員・児童委員研修事業	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
	福祉人材 確保事業										
	福祉人材 確保事業										
	介護福祉士等 修学資金貸付事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業										
	生涯現役活躍支援事業										
	地域生活定着促進事業										
	小 計										
	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業										
間 接 補 助	災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業										
	生活福祉資金 貸付事業										
	貸付原資 (臨時特例つなぎ分)										
	貸付原資 (総合支援資金分)										
	貸付原資 (要保護分)										
	貸付原資 (救済災害分)										
	運営適正化委員会設置運営事業										
	生涯現役活躍支援事業										
	小 計										
	地域福祉増進事業										

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の遡定額を積み上げた金額を記入すること。
 (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
 (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとす。

- (1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	就労準備支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	計		
	一時生活支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金 扶 助 費 入 所 者 食 料 費 入 所 者 日 用 品 費 原 材 料 費	
	計		

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	預 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援事業 (直接補助)	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 交 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び貸借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	被保護者就労準備支援事業 (間接補助)	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 交 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び貸借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
小 計		計	

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	家計相談支援事業	報酬料 給付料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	
	計		
	生活困窮世帯の子どもに対する 学習支援事業	報酬料 給付料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 会議費 役務費 通信運搬費 手数料 保険料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金	
	計		
	小 計		

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	経 費	
		目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	—	別添2のとおり

別添 2

その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(直接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(間接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	生活保護法施行事務 監査等事業	報 酬 手 当 旅 費	
		計	
	関係職員研修・啓発事業及び業務 効率化事業 (補助率10/10分を除く)	報 酬 賃 金 報 償 共 済 旅 費 需 用 役 務 委 託 使 用 賃 借 備 品 購 入 負 担 費 金	
		計	
	関係職員研修・啓発事業 (補助率10/10分)	報 酬 賃 金 報 償 共 済 旅 費 需 用 役 務 委 託 使 用 賃 借 備 品 購 入 負 担 費 金	
		計	

	上記種目（生活保護法施行事務監督等事業、関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業）以外の事業 （補助率7／8分を除く）	報 賃 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 負 償 済 用 務 託 用 借 購 担 入 金	酬 金 費 費 費 費 費 料 料 料 料 費 金	
		計		
	医療扶助適正化等事業 （補助率7／8分）	報 賃 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 負 償 済 用 務 託 用 借 購 担 入 金	酬 金 費 費 費 費 費 料 料 料 料 費 金	
		計		
	合 計			

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	自立支援プログラム策定実施推進事業のうち、居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業 (補助率3/4分)	報 酬 賃 金 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	
	自立支援プログラム策定実施推進事業のうち、その他自立支援プログラム実施体制整備事業 (補助率1/2分)	報 酬 賃 金 報 償 費 共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金	
		計	

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	—	別添3のとおり

※地域福祉増進事業費については、「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	報 酬	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		使用料及び賃借料	
		賃 金	
		備 品 購 入 費	
		委 託 料	
		扶 助 費	
		補 助 金	
		負 担 金	
		計	

(都道府県名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業 介護福祉士修学資金等貸付事業	—	別添4のとおり

別添 3

地域福祉増進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名（直接補助）	対象経費	
	科目	金額
事業名（間接補助）	対象経費	
	科目	金額

別添 4

地域福祉増進事業

都道府県名

(単位：円)

事業名（直接補助）	対象経費	
	科目	金額
介護福祉士修学資金等貸付事業		
事業名（間接補助）	対象経費	
	科目	金額
介護福祉士修学資金等貸付事業		

実施主体 (間接補助の場合)	
-------------------	--

区分		地区費	交付金その他の収入	差引額	事業経費の支出内訳	経費	経費	市町村補助金	国庫補助金	国庫補助金	経費決定額	経費決定額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K
市(区)町村別所要額内訳	生活困窮者就労準備支援事業	(1)就労準備支援事業										
		(2)就労準備支援事業										
		(3)一時的支援事業										
		(4)家計相談支援事業										
		(5)生活困窮者の子どもに対する学習支援事業										
		(6)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業										
		計										
		(7)生活保護受給者・生活保護受給者及び生活保護受給者										
		(8)生活保護受給者(上記(7)以外の事業)										
		計										
市(区)町村別所要額内訳	生活困窮者就労準備支援事業	(9)社会的な弱者等に対する支援事業及び										
		福祉の促進に関する事業										
		(10)上記(9)以外のその他生活困窮者支援事業										
		計										
		(11)地域福祉推進事業										
		(12)中国四国地方人権地域生活支援事業										
		小計										
		(13)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業										
		(14)生活保護受給者支援事業										
		計										
市(区)町村別所要額内訳	生活困窮者就労準備支援事業	(15)地域福祉推進事業										
		小計										
		計										
		(16)生活保護受給者・生活保護受給者及び生活保護受給者										
		(17)生活保護受給者(上記(16)以外の事業)										
		計										
		(18)社会的な弱者等に対する支援事業及び										
		福祉の促進に関する事業										
		(19)上記(18)以外のその他生活困窮者支援事業										
		計										
市(区)町村別所要額内訳	生活困窮者就労準備支援事業	(20)地域福祉推進事業										
		(21)中国四国地方人権地域生活支援事業										
		小計										
		(22)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業										
		(23)生活保護受給者支援事業										
		計										
		(24)生活保護受給者・生活保護受給者及び生活保護受給者										
		(25)生活保護受給者(上記(24)以外の事業)										
		計										
		(26)社会的な弱者等に対する支援事業及び										
		福祉の促進に関する事業										
		(27)上記(26)以外のその他生活困窮者支援事業										
		計										
市(区)町村別所要額内訳	生活困窮者就労準備支援事業	(28)地域福祉推進事業										
		(29)中国四国地方人権地域生活支援事業										
		小計										
		(30)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業										
		(31)生活保護受給者支援事業										
		計										
		(32)生活保護受給者・生活保護受給者及び生活保護受給者										
		(33)生活保護受給者(上記(32)以外の事業)										
		計										
		(34)社会的な弱者等に対する支援事業及び										
		福祉の促進に関する事業										
		(35)上記(34)以外のその他生活困窮者支援事業										
		計										

(注) 1. F欄には、C欄とD欄とを比較して、いずれか一方の欄を記入すること。

2. (1)から(12)については、F欄にはF欄の欄を、F欄にはF欄の欄に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。

また、(13)から(15)については、F欄にはF欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

番 年 月 日 号

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業分) の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

(注) 国庫補助所要額を記入すること。

2 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (社会福祉推進事業分) 所要額調書 (別紙 1)

3 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (社会福祉推進事業分) 事業実施計画書及び所要額内訳書 (別紙 2)

4 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出 (収入支出) 予算 (見込) 書抄本。

(注 1) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書) 及び事業実績報告書。

(3) その他 (事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）所要額調書

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入 予定額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (D)と(E)のいづれか 少い方の額 (F)	(法人名)	
								国庫補助 基金 (C)と(F)のいづれか 少い方の額 (G)	国庫補助 所要額 (H)
〇〇事業									
区分計									
〇〇事業									
区分計									
合計									

(注) 本調書は、別紙2の支出所要額内訳の金額と一致するものであること。

別紙2

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
事業実施計画書及び所要額内訳書

法人名

1. 事業実施計画書

事業累計 ※実施要綱の第2条に掲げる「一般公募型」 又は「指定型」の別を記入すること	
事業区分 ※実施要綱別紙の「第1」又は「第2」の別 及び該当するテーマ番号を記入すること	(区分番号)
① 事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
② 事業実施目的	
③ 事業実施計画	
④ 国庫補助所要額	千円
⑤ 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
⑥ 事業実施予定場所	
⑦ 事業内容	
⑧ 事業の効果及び活用方法	
⑨ 事業担当者	
⑩ 経理担当者	

(注) 1. 事業ごとに別業とすること。

2. ②は、実施する事業の目的を詳細に記入すること。

3. ③は、実施する事業の具体的な計画を詳細に記入すること。

4. ⑦は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。

また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

5. ⑧は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。

6. 調査事業に関する事業については、別添「調査事業計画書」を添付すること。

別 添

調 査 事 業 計 画 書

調 査 名		
調 査 対 象	調 査 対 象 地 区	
	調 査 対 象 者 等	
	悉 皆 ・ 抽 出 の 別	(悉皆・抽出) (抽出の場合は抽出方法)
	調 査 方 法	(聞き取り、郵送等の方法を具体的に記入)
	調 査 客 体 数	
調 査 内 容		(主要調査事項及び内容)
調 査 時 期		
調査結果の主要集計項目		
調査結果の活用法		
その他参考事項		

2. 所要額内訳書

法人名

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 報酬 賃金 旅費 消耗品費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ . . .	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

(注) 1. 協議する事業ごとに別業とすること。

2. 「経費区分」欄には、交付要綱の別表の第4欄に定められた本事業の対象経費により記入すること。

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)所要額調書(別記1)
- (2) 対象経費支出予定額算出明細書(別記2)
- (3) 事業計画書(別記3)
- (4) 直近の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
- (5) 業務実施体制を明らかにした書類
- (6) その他参考となる書類

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)所要額調査書

(円)

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 (DとEとを 比較して少 ない方の額) F	国庫補助基本額 (CとFとを 比較して少 ない方の額) G	国庫補助所要額 H

(注)G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記 2

対象経費支出予定額算出明細書

区分	費用の額	積算内訳・内容
俸給		・専門員 〇〇円×〇人 ・コーディネーター 〇〇円×〇人 ・電話相談員 〇〇円×〇人 ・支援員 〇〇円×〇人 ・協力員 〇〇円×〇人
諸手当		
社会保険事業主負担金		
諸謝金		
職員旅費		
委員等旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
うち電話関係費		・電話敷設 ・電話基本料 ・通話料
光熱水料		
借料及び損料		
会議費		
燃料費		
賃金		
雑役務費		
委託料		
合計		

別記3

寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)実施計画書

1. 中央センターの設置

所在地

職員配置	氏名	資格	専門分野	略歴
専門員				
コーディネーター				
電話相談員				

電話回線数

2. 地域センターの設置

担当地域	運営者	電話回線数	職員配置
			電話相談員:○人、支援員:○人

3. 協力団体

担当地域	運営者	担当地域	職員配置
			電話相談員:○人、協力員:○人

4. 広報・普及啓発方法

--

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書（別紙）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金 (A) - (B)	円

(別紙)

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書

I 市(区)町村分総表

市(区)町村名

(単位:円)

区 分 等		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	決定額	市区町村補助額予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助決定額	差引国庫補助金所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I-J)K
生活困窮者就労準備支援事業	(1)就労準備支援事業											
	(2)就労準備支援事業											
	(3)一時生活支援事業											
	(4)家計相談支援事業											
	(5)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業											
	(6)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業											
	計											
	(7)関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業											
	(補助率10/10分) (Ⅶ欄)											
	(8)生活保護適正化事業(上記(7)以外の事業)											
生活保護適正化等事業	生活保護適正化事業											
	生活保護適正化事業											
	(補助率7/8分) (Ⅶ欄)											
	計											
	(9)社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業											
	自立支援プログラム推進事業											
	(10)上記(9)以外のその他自立支援実施主体関係事業											
	計											
	(11)地域福祉増進事業											
	(12)中国残留邦人等生活支援事業											
生活困窮者就労準備支援事業	(13)その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業											
	(14)就労準備支援事業											
	計											
	(15)地域福祉増進事業											
	計											
	生活困窮者就労準備支援事業											
	生活困窮者就労準備支援事業											
	生活困窮者就労準備支援事業											
	生活困窮者就労準備支援事業											
	生活困窮者就労準備支援事業											
合 計												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(12)については、H欄にはH欄の額を、1欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(13)から(15)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

2 所要額算出内訳書

(市区町村名:)

(単位:円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	就労準備支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金 計	
	一時生活支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金 扶 助 費 入 所 者 食 料 費 入 所 者 日 用 品 費 原 材 料 費 計	

(市区町村名:)

(単位: 円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	被保護者就労準備支援事業 (直接補助)	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 貸 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び貸借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	被保護者就労準備支援事業 (間接補助)	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 貸 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び貸借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	小 計	計	

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	家計相談支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 備 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	報 酬 給 料 職 員 手 当 等 共 済 費 賃 金 報 償 費 旅 費 備 用 費 消 耗 品 費 燃 料 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 費 修 繕 料 会 議 費 役 務 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 保 険 料 委 託 料 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 負 担 金	
	小 計	計	

(市区町村名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者就労準備支援等事業	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	—	別添1のとおり

別添 1

その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

市区町村名

(直接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(間接補助)

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業 (補助率10/10分を除く)	報 酬 賃 金 報 償 共 済 旅 費 需 用 役 務 委 託 使 用 賃 借 備 品 負 担 入 費 金	
		計	
	関係職員研修・啓発事業 (補助率10/10分)	報 酬 賃 金 報 償 共 済 旅 費 需 用 役 務 委 託 使 用 賃 借 備 品 負 担 入 費 金	
		計	

上記種目（関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業）以外の事業 （補助率 7 / 8 分を除く）	報 酬 賃 金 報 償 費 共 済 費 旅 用 費 需 務 費 役 託 料 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 計	
医療扶助適正化等事業 （補助率 7 / 8 分）	報 酬 賃 金 報 償 費 共 済 費 旅 用 費 需 務 費 役 託 料 委 託 料 使 用 料 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 計	
合 計		

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	自立支援プログラム策定実施推進事業のうち、居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業 (補助率3/4分)	報酬 賃金 返済 旅費 需用 役務 委託 使用 賃借 備品購入 負担金	
		計	
	自立支援プログラム策定実施推進事業のうち、その他自立支援プログラム実施体制整備事業 (補助率1/2分)	報酬 賃金 返済 旅費 需用 役務 委託 使用 賃借 備品購入 負担金	
		計	

(市区町村名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	地域福祉増進事業	—	別添2のとおり

(市区町村名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活保護適正化等事業	中国残留邦人等地域生活支援事業	報 酬	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		使用料及び賃借料	
		賃 金	
		備 品 贈 入 費	
		委 託 料	
		扶 助 費	
		補 助 金	
		負 担 金	
		計	

別添2
地域福祉増進事業

市区町村 名 _____

(単位：円)

事業名(直接補助)	対象経費	
	科目	金額
事業名(間接補助)	対象経費	
	科目	金額

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業分) に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって交付決定を受けた標記の補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付(一部取消)申請額	金	円
{	内訳 国庫補助金既交付決定額	金	円
	変更後国庫補助金所要額	金	円

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、所要額調書は別紙1とし、その他については申請手続の様式に準ずる

4 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本

(注) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書)及び事業実績報告書。

(3) その他(事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

平成 年度生活困窮者就労等支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）所要額調書

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入予定額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	基準額 (D)	対象経費支出予定額 (E)	選定額 (D)と(E)の少ない方の額 (F)	国庫基本額 (C)と(F)の少ない方の額 (G)	国庫補助額 (H)	既定交付額 (I)	差引追加交付 (一部取消)申請額 (H)-(I) (J)
〇〇事業											
区分計											
〇〇事業											
区分計											
合計											

(注) 1 本調書は、別紙2の所要額内訳の金額と一致するものであること。
2 当初申請と異なる箇所については、変更前を上限に()書きし、変更後を下限に記入すること。

別紙様式 8

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 今回追加交付(一部取消)申請所要額調書(別記1)
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更に必要な諸様式については、所要額調書は別記1とし、その他については申請手続の様式に準ずる
- 4 添付書類
 - (1) 直近の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
 - (2) 業務実施体制を明らかにした書類
 - (3) その他参考となる資料

平成 年度生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)所要額調書

(円)

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 額 (A-B) C	対 象 経 費 支出予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 (DとEとを 比較して少 ない方の額) F	国庫補助基本 額 (CとFとを 比較して少 ない方の額) G	国庫補助所要額 H	既 決 交 定 付 額 I	差引追加交付 (一部取消) 申 請 額 H-I J

(注) 当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書き変更後を下段に対応し記入すること。
G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付決定通知書

市（区）町村

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度生活困窮者就労準備
支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和
30 年法律第 179 号）第 6 条（第 1 項の規定により、
第 3 項の規定により、修正のうえ）次のとおり交付するこ
とに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月
〇〇日厚生労働省発社援〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 27 年度生
活困窮者就労準備支援事業費等補助金」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事
業であり、その内容は、（平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり）で
ある。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更
された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知
するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区	分	事業に要する経費	補助金の額
生活困窮者就労準備支援等事業	金	円	金 円
生活保護適正化等事業	金	円	金 円

4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市（区）町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、（平成 年 月 日第 号申請に基づき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、）決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同法）第18条第1項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省発社援〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は（平成 年 月 日申請書記載のとおり）である。
（2及び3のとおり（注）修正交付決定をする場合）

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加額	金	円
(今回減少額)		
補助金の額	金	円
うち今回増加額	金	円
(今回減少額)		

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費		補助金の額	
生活困窮者就労準備支援等事業	金	円	金	円
うち今回増加額	金	円	うち今回追加交付額	金
(今回減少額)			(今回減少額)	円
生活保護適正化等事業	金	円	金	円
うち今回増加額	金	円	うち今回追加交付額	金
(今回減少額)			(今回減少額)	円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度生活困窮者就
労準備支援事業費等補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。
なお、同日付で交付決定を受けた管内市（区）町村分の事業実績については、次のとお
り報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書（別紙1）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 事業実績報告（別紙2）
- 4 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金市（区）町村別精算額
内訳書（別紙3）
- 5 その他参考となる書類

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市 名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位:円)

区 分 目 種		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	(L-J)M
直接補助		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	適定額	都道府県・指定都市・中核市補助基本額	都道府県・指定都市・中核市補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助交付決定額	国庫補助金受入額	国庫補助金過△不足額
生活困窮者就労準備支援等事業	(1) 就労準備支援事業													
	(2) 被保護者就労準備支援事業													
	(3) 一時生活支援事業													
	(4) 家計相談支援事業													
	(5) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業													
	(6) その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 (別添1-1) 計													
	(7) 生活保護法施行事務調査等事業													
	(8) 関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業 (補助率10/10分) (再掲)													
	(9) 上記の(7)及び(8)以外の事業 (医療扶助適正化等事業 (補助率7/8分) (再掲) 計													
	(10) 社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業													
生活保護適正化等事業	自立支援プログラム策定更 施推進事業													
	(11) 上記(10)以外のその他自立支援実施体制整備事業 計													
	(12) 地域福祉増進事業 (別添1-2)													
間接補助	(13) 中国残留邦人等地域生活支援事業 小 計													
	(14) その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 (別添1-1)													
	(15) 被保護者就労支援事業 計													
生活保護適正化等事業	(16) 地域福祉増進事業 (別添1-2) 小 計													
	合 計													

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (1)から(13)についてはI欄にはF欄の額を、J欄にはI欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(14)から(16)については、I欄にはF欄とH欄とを比較して少ない額を記載すること。
3 各欄には、市及び福祉事務所を設置する町村分を含まないこと。
4 (12)及び(16)のA欄からJ欄は、別添の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書(地域福祉増進事業分)」に做って記載すること。
5 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
6 地域福祉増進事業については、「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書
介護福祉士修学資金等貸付事業

都道府県名

1 都道府県総表

区分種目			対象経費の 支出済額	基準額	選定額	都道府県 補助基本額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 過△不足額 (I-G)I
直接 接 補助	生活保 護適正 化等事 業	地域福祉 増進事業	A	B	C	D	E	F	G	H	I	(I-G)I
		(1)介護福祉士修学資 金等貸付事業										
		(2)介護福祉士修学資 金等貸付事業										
合計												

(注1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 (2)については、F欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
3 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書（その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業分）

都道府県
指定都市
中核市 名

		区分	種目	事業費	寄付金その他の収入額	総引額	対象経費の支出額	基準額	選定額	都道府県指定都市中核市補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		(単位：円)										
その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（生活困窮者就労準備支援等事業）	直接補助	生活困窮者自立支援法第5号に基づき事業		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I
		ひきこもり対策推進事業										
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業										
		小計										
		生活福祉資金貸付事業（貸付事務運営費分）										
生活困窮者就労準備支援等事業	間接補助	日常生活自立支援事業										
		地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業										
		小計										
		生活福祉資金貸付事業（貸付事務運営費分）										
		日常生活自立支援事業										

（記入要領）

△～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

- (1) F欄は、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。
- (2) I欄は、F欄の額を記入すること。
- (3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

- (1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市 名

		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出済額	基礎額	選定額	都道府県 指定都市 中核市 補助基本額	都道府県 指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
地域福祉増進事業	民生委員・児童委員研修事業										
	福祉人材 確保事業										
	福祉人材 確保事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業										
	生涯現役活躍支援事業										
	地域生活定着促進事業										
	小 計										
	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業										
	災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業										
間 接 補 助	生活福祉資金 貸付事業										
	貸付原資 (臨時特例つなぎ分)										
	貸付原資 (総合支援資金分)										
	貸付原資 (緊急支援分)										
	貸付原資 (災害復旧等分)										
	運営適正化委員会設置運営事業										
	生涯現役活躍支援事業										
	小 計										

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の協議書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の選定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「間接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 支出済額内訳書

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

都道府県

指定都市 名

中核市

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

3 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業を実施した自治体は、別添の様式により事業実績を報告すること。

4 直接補助事業、間接補助事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図る事業は、様式を分けて記載すること。

別添

平成 年度地域における生活困窮者支援等のための
共助の基盤づくり事業実績報告書

成果目標	※ 本事業を通じて、地域において解決すべき課題を目標として掲げ、可能な限り定量的に記述すること。
地域福祉計画における根拠規定	※ 地域福祉計画における根拠規定の抜粋を記述すること。地域福祉計画未策定又は改定中の場合にあっては、この限りではない。
今年度における取組内容	※ 今年度における取組内容を定性的に記述すること。
成果目標に対する進捗度合	※ 成果目標に対する事業の進捗度合を可能な限り定量的に記載すること。
第三者委員会等により評価結果	※ 第三者委員会等における評価結果の内容を記述すること。
今後の取組・見直し方針	※ 今年度の事業実施上の課題及びそれらを踏まえた次年度以降の取組・見直し内容を記述すること。

(2) 生活保護適正実施推進事業

ア 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業
(補助率10/10分を除く)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

ウ 関係職員研修・啓発事業
(補助率10/10分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

エ ア生活保護法施行事務監査等事業、
イ関係職員研修・啓発事業及びウ業務効率化事業以外の事業

(補助率7/8分を除く)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

才 医療扶助適正化等事業

(補助率7/8分)

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(3) 自立支援プログラム策定実施推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(4) 地域福祉増進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
2 要綱別紙様式6の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。
4 地域福祉増進事業費については「介護福祉士修学資金等貸付事業」を除く。

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(6) 地域福祉増進事業（介護福祉士修学資金等貸付事業）

都道府県名

(単位：円)

事業名	支出済額内訳	
	科 目	支出済額
介護福祉士修学資金 等貸付事業		
	計	

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1－2のA（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。
2 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

(別紙2)

(1) 地域福祉増進事業実績報告書

ア 民生委員・児童委員研修事業

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	委託先	事業実績

(注) 1. 同じ事業については、別表とならないよう配慮すること。

イ 福祉人材確保推進事業（うち都道府県人材センター実施分）

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

（注）同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

ウ 福祉人材確保推進事業（うち支所型福祉人材バンク実施分）

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

（注） 1 同じ事業については、別表とならないよう配慮すること。

エ 福祉人材確保推進事業（うち都市型福祉人材バンク実施分）

指定都市
中核市名

事業名	委託先	事業実績

才 介護福祉士等修学資金貸付事業

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

カ 社会福祉法人指導監督事業

都道府県 名

事業名	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

キ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

都道府県 名

事業名	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別葉とならないよう配慮すること。

ク 臨時特例つなぎ資金事業

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

(注) 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

ケ 生活福祉資金貸付事業

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

(注) 同じ事業については、別業としないよう配慮すること。

コ 運営適正化委員会設置運営事業

都道府県 名

事業名	事業実績

(注) 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

サ 生涯現役活躍支援事業

都道府県

指定都市 名

事業名	委託先	事業実績

(注) 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

シ 地域生活定着促進事業

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

ス 介護福祉士修学資金等貸付事業

a 都道府県が実施主体である場合

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績
介護福祉士修学資金等貸付事業		

b 都道府県が適当と認める団体が実施主体である場合

都道府県 名

事業名	補助先	受入年月日	受入額
介護福祉士修学資金等貸付事業			

事業実績報告書
災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

1. 実施主体（ネットワーク本部事務局）

ア 実施主体名	
イ 担当部署	
ウ 担当者	
エ 電話番号	
オ e-mail	

注) 都道府県知事が認める社会福祉法人等が実施主体となる場合については、都道府県及び社会福祉法人等の双方について記載

2. 事業実績

事業名			
事業実施内容			
事業を実施した効果			
研修・訓練等※	実施回数	回	参加者数 名
ネットワーク の構成団体と その役割	構成団体名	役割分担等の具体的内容	

※ 災害福祉支援チームの研修、訓練等を行った場合には、実施回数及び参加者数について記載すること。

(2) - 2

実施実績表

	H27.4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容	〇日 〇〇検討会 〇~〇日 〇〇研修会					

	10月	11月	12月	H28.1月	2月	3月
事業実施内容						

(支出実績内訳)

科 目	対象経費支出済額	積算内訳
	円	円
報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 食糧費 会議費 使用料 賃借料 役務費 雑役務費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 (委託料内訳も明記) 備品購入費 (単価30万円未満)		
合 計		

(3) 中国残留邦人等地域生活支援事業実績報告書

都道府県
指定都市 名
中核市

事業名	委託先	事業実績

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 「事業名」の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式2の「中国残留邦人等地域生活支援事業国庫補助協議事業別内訳表」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(注3) 「事業実績」の欄には、補助協議をした際に「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式3の「中国残留邦人等地域生活支援事業実施計画」の「3. 事業計画」で記載した事項については、必ず記入すること。その他、必要な事項について記入すること。

(注) 1. 下欄には、C欄とD欄とを比較し、いずれか少ない方の値を記入すること。

2. (1)から(4)については、H欄にはF欄の値を、I欄にはH欄の値に別表に定めるそれぞれの増減率を乗じて得た値を記入すること。
また、(1)から(4)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない値を記入すること。(ただし、千円未満の増減が生じた場合は切り捨てること。)

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業分) の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

(注) 国庫補助所要額(精算額調書中、H欄に記載されるべき金額)を記入すること。

2 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)精算額調書(別紙1)

3 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)事業実施報告書及び支出
済額内訳書(別紙2)

4 事業概略書(別紙3)

5 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)決算(見込)書抄本。

(注) 決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 調査研究等事業については、調査研究等の報告書(成果物)を別途指定された部数添付すること。また、報告書は別紙4を参考に作成すること。

(3) その他、事業の内容について参考となる資料を添付すること。

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）精算額調書

事業区分	事業名	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	基準額 (D)	対象経費 支出額 (E)	選定額 (D)と(E)の 少額方の額 (F)	国庫補助 基本額 (G)と(F)の 少額方の額 (G)	国庫補助 所 (H)	国庫補助金 交付決定額 (I)	国庫補助 受入済額 (J)	国庫補助金 過不足額 (J)-(H) (K)
〇〇事業												
区分計												
〇〇事業												
区分計												
合計												

(注) 本調書は、別紙2の支出済額内訳の金額と一致するものであること。

別紙 2

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
事業実施報告書及び支出済額内訳書

法人名

1. 事業実施報告書

事業類型 ※実施要綱の第2条に掲げる「一般公募型」又は「指定型」の別を記入すること	
事業区分 ※実施要綱別紙の「第1」又は「第2」の別及び該当するテーマ番号を記入すること	(区分番号)
① 事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
② 事業実施目的	
③ 事業実施経過	
④ 国庫補助所要額	千円
⑤ 事業実施期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
⑥ 事業実施場所	
⑦ 事業結果の概要	
⑧ 事業担当者	
⑨ 経理担当者	

- (注) 1. 事業ごとに別業とすること。
 2. ③は、実施した事業について、その具体的な経過を詳細に記入すること。
 3. ⑦は、実施した事業について、事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
 4. その他、事業の実施にあたって参考となる資料を添付すること。

2. 支出済額内訳書

		法人名	
経費区分	対象経費の 支出済額	積算内訳	備考
(例)	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
報酬			
賃金			
旅費			
消耗品費			
○ ○ ○			
○ ○ ○			
○ ○ ○			
合 計			

(注) 1. 事業ごとに別表とすること。

2. 「経費区分」欄には、交付要綱の別表に定められた本事業の対象経費により記入すること。

事業概略書

(普及啓発、研修会等事業の場合)

(記入例)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研修会

〇〇〇〇法人 〇〇〇〇財団 (報告書A 4版 〇〇頁)

事業目的

事業の目的を明確に記入すること。

事業概要

事業の概要を具体的に記入すること。

(注意点)

普及啓発、研修会等の内容、方法等について具体的に記入すること。

また、委員会、検討会を設置した事業については、委員会名等を記入し、事業の実施を一部委託した部分がある場合は、その委託先を記入すること。

事業結果

事業の結果及び評価を具体的に記入すること。

(注意点)

普及啓発、研修会等の結果に基づき効果又は評価について具体的に記入するとともに、効果又は評価を踏まえた今後の課題、展開等について具体的に記入すること。

事業実施機関

〇〇〇〇法人 〇〇〇〇財団

(下段に、具体的に郵便番号、所在地、電話番号を記入する)

様式については、以下の要領にてA 4版によりお願いします。

文字数	40字
行数	45行
文字の大きさ	11ポイント
上下余白	30ミリ
左右余白	25ミリ

(調査研究事業の場合)

(記入例)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する調査研究事業

〇〇県

〇〇〇市

(報告書A4版 〇〇頁)

事業目的

事業の目的を明確に記入すること。

事業概要

事業の概要を具体的に記入すること。

(注意点)

調査研究の内容、方法、調査客対数、調査対象事業等について具体的に記入すること。

また、委員会、検討会を設置した事業については、委員会名等を記入し、事業の実施を一部委託した部分がある場合は、その委託先を記入すること。

調査研究の過程

調査研究の過程を具体的に記入すること。

(注意点)

当初想定していた結果や結論が得られない恐れがあり、実施方法を変更した等調査研究の過程について詳細に記入すること。(別紙でも可)

事業結果

事業の結果及び評価を具体的に記入すること。

(注意点)

調査研究結果に基づき効果又は評価について具体的に記入するとともに、効果又は評価を踏まえた今後の課題、展開等について具体的に記入すること。

事業実施機関

〇〇県 〇〇〇市

(下段に、具体的に郵便番号、所在地、電話番号を記入する)

様式については、以下の要領にてA4版によりお願いします。

文字数	40字
行数	45行
文字の大きさ	11ポイント
上下余白	30ミリ
左右余白	25ミリ

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金に係る事業の実績報告について、次のとおり報告する。

- (1) 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)精算書(別記1)
- (2) 対象経費支出済額算出明細書(別記2)
- (3) 事業実績報告書(別記3)
- (4) 収入支出決算書
- (5) その他参考となる資料

別記1

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)補助金精算書

(円)

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差 引 額 (A-B) C	対象経費 支出済額 D	基 準 額 E	選 定 額 (DとEとを 比較して少 ない方の額) F	国庫補助 所要額 (CとFとを 比較して少 ない方の額) G	国 庫 補 交 決 定 額 H	国 庫 補 助 入 額 I	差 引 過 △不足額 (I-G) J

(注)G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記 2

対象経費支出済額算出明細書

区分	費用の額	積算内訳・内容
俸給		・ 専門員 〇〇円×〇人 ・ コーディネーター 〇〇円×〇人 ・ 電話相談員 〇〇円×〇人 ・ 支援員 〇〇円×〇人 ・ 協力員 〇〇円×〇人
諸手当		
社会保険事業主負担金		
諸謝金		
職員旅費		
委員等旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
うち電話関係費		・ 電話敷設 ・ 電話基本料 ・ 通話料
光熱水料		
借料及び損料		
会議費		
燃料費		
賃金		
雑役務費		
委託料		
合計		

1. 中央センターの設置

所在地

職員配置	氏名	資格	専門分野	経歴
専門員				
コーディネーター				
電話相談員				

電話回線数	相談件数

2. 地域センターの設置

担当地域	運営者	電話回線数	相談件数	訪問件数	職員配置
					電話相談員:○人、支援員:○人

※職員名簿を添付すること

3. 協力団体

担当地域	運営者	電話回線数	訪問件数	職員配置
				電話相談員:○人、協力員:○人

※職員名簿を添付すること

4. 広報・普及啓発方法

--

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度生活困窮者就
労準備支援事業費等補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書（別紙）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 その他参考となる資料

市(区)町村名

(注) 1 D期には、C期とD期を比較して「わず」か「少々」の量を記載すること。
2 ①から⑫については、D期には下脚の量を、I期には上脚の強に別々に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た量を記載すること。また、⑬から⑮については、I期には「脚」とG期とを比較して少ない量を記載すること。(ただし、千円未満の端数は切り捨てること。)

2 支出済額内訳書

(1) 生活困窮者就労準備支援等事業

市区町村 名 _____

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

3 直接補助事業、間接補助事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図る事業は、様式を分けて記載すること。

(2) 生活保護適正実施推進事業

ア 関係職員研修・啓発事業及び業務効率化事業

(補助率10/10分を除く)

市区町村名

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

イ 関係職員研修・啓発事業
(補助率10/10分)

市区町村名

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

ウ ア関係職員研修・啓発事業及びイ業務効率化事業以外の事業

(補助率7/8分を除く)

市区町村名

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

工 医療扶助適正化等事業
(補助率7/8分)

市区町村名

(単位:円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(3) 自立支援プログラム策定実施推進事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(4) 地域福祉増進事業

市区町村 名

(単位：円)

種目・事業名等 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

- (注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。
- 2 要綱別紙様式6の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。
- 3 直接補助事業及び間接補助事業は、様式を分けて記載すること。

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名

(単位：円)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

番

号

平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付額確定通知書

市（区）町村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

